

令和4年春期の「緑の募金“職場募金”」実施要領 (令和4年4月～5月実施分)

- 1 募金の名称 緑の募金“職場募金”
- 2 募金の目的 職場募金を実施することにより、緑化の思想普及を図り、本県の緑化推進運動を活性化することを目的とします。
また、募金を財源とした（公社）長崎県緑化推進協会及び市町等による森林と人をつなぐ事業をはじめ、さまざまな森林整備等事業の実施によって、健康で緑豊かな県土の創出に寄与することを目的としています。
- 3 募金の方法 寄付のみで協力される方法のほか、別紙チラシの商品を注文することにより、募金に協力していただくことができます。
- 4 募金の使途
 - 1) 県緑化推進協会が直接実施する職場募金は、資材代を除き、全て長崎県緑化推進協会が実施する緑化推進事業をはじめ、森林整備等事業に活用します。
 - 2) 市町が実施する職場募金は、資材代を除いた額の60%を市町が実施する森林整備等事業に還元し、40%は長崎県緑化推進協会が実施する森林整備等事業に活用します。
 - 3) 国土緑化推進機構と全国の都道府県緑化推進委員会は、協力して東日本大震災や熊本地震被災地の復興対策や防災林の整備等を支援します。
- 5 申込み方法及び期限 各職場の担当者の方で取りまとめいただき、別紙申込書（様式2）により、令和4年5月31日（火）までに、下記へ申し込んでください。

〒850-0861 長崎市尾上町3番1号（長崎県農林部林政課内）
公益社団法人 長崎県緑化推進協会
電話 (095)829-1827
FAX (095)895-2596
Eメール:n-green@herb.ocn.ne.jp
- 6 商品の配布 令和4年6月上旬頃から順次発送。
- 7 募金の納付方法 商品の配達時にお渡しする振込用紙により、各職場ごと一括して、長崎県緑化推進協会の口座に振り込んで下さい（振込料は、かかりません）。